

2022年度決算の傾向とその分析結果について

年金信託部 数理企画チーム

弊社が総幹事をお引き受けしている確定給付企業年金の2022年度決算結果の概要及び財政検証結果の傾向をご報告いたします。また、後半では、剰余金の活用として年金給付利率を引き上げる事例を用いた財政状況への影響をご紹介します。

1. 確定給付企業年金・財政決算結果の概要

(1) 財政状況の改善・悪化状況

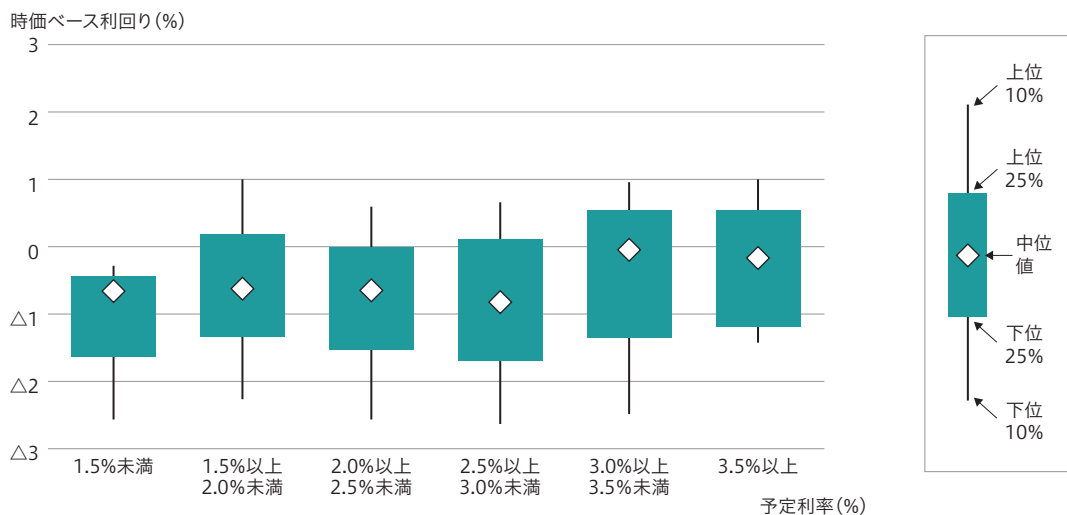
全体のうち83%の制度にて当年度に不足が発生いたしました。その主な要因は、運用環境の悪化を背景とした運用差損(利差損)であり、当年度の時価ベース利回りの平均値($\Delta 0.8\%$)は予定利率の平均値(2.3%)を下回っております【図表1】。【図表2】は予定利率ごとの時価ベース利回りを示したものとなりますが、予定利率の水準にかかわらず同程度の結果となっております。

【図表1】財政状況及び時価ベース利回りと予定利率(平均値)

決算期	当年度に不足が発生した制度の割合	時価ベース利回り(平均値)	予定利率(平均値)
2023/3末	83%	$\Delta 0.8\%$	2.3%

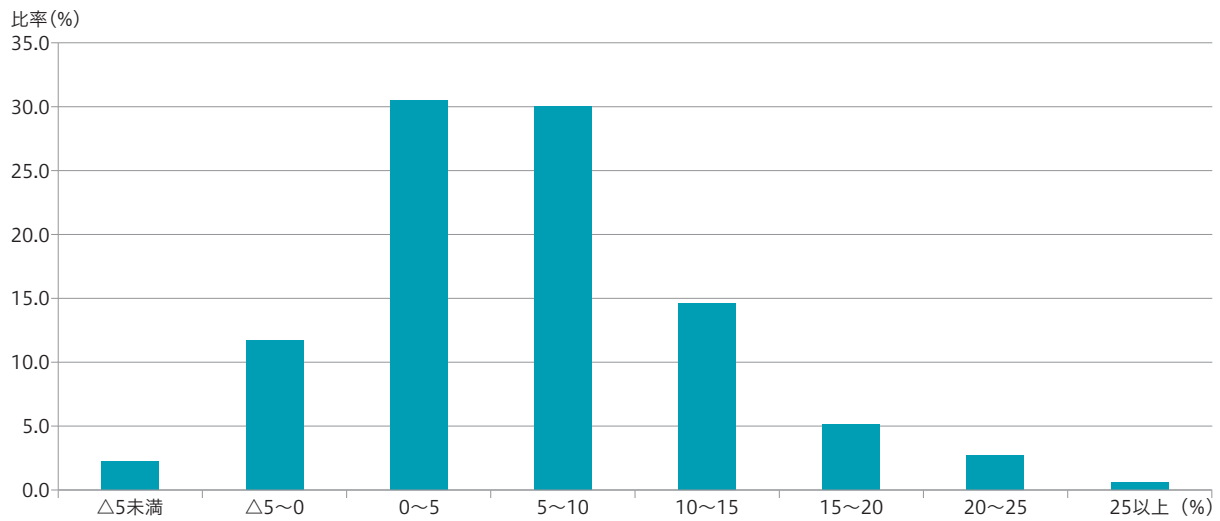
(注) 純資産額から実質的な積立目標額を控除した額が増加(減少)した場合を当年度剰余(当年度不足)としています。

【図表2】予定利率ごとの時価ベース利回り



ただし、過去3年間の累積で見れば、多くの制度において、不足ではなく剰余の積み上げが実現できていることが確認できます【図表3】。

【図表3】「時価ベース利回り－予定利率」の過去3年間の累積(分布)



(2) 継続基準による積立水準の傾向

継続基準による積立水準の検証は、純資産額と責任準備金を比較して次の判定を行います。

【継続基準による積立水準の検証】
 純資産額 < 責任準備金 ➡ 継続基準に抵触

【財政再計算の実施要否の検証】
 数理上資産額^(※)+ 許容繰越不足金 < 責任準備金
 ➡ 財政再計算の実施が必須

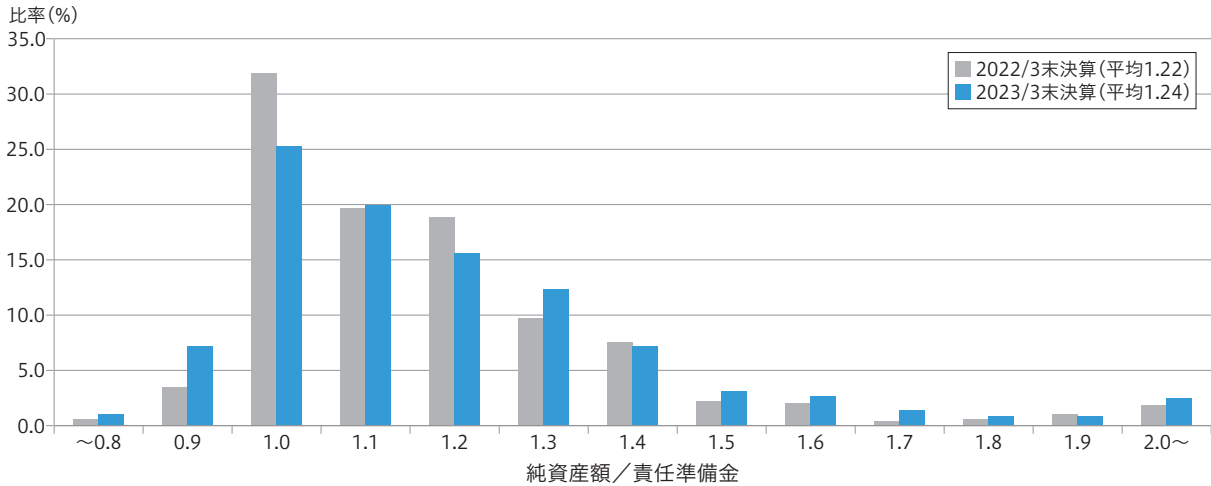
(※) 積立金の評価に時価方式を用いている場合、純資産額と同額になります。

当年度の継続基準の積立水準は1.24(平均値)となっており、前年度の1.22(平均値)から上昇する結果となっています。これは、実質的な不足の発生により剰余の未認識を含む責任準備金が縮小した一方、別途積立金は不変であった制度も多かったためです。また、継続基準に抵触している制度の割合は前年度から4%上昇し、8%となった一方、財政再計算の実施が必要な制度は0.8%と、前年度と同様に多くの制度において掛金の洗い替えが不要であったことが確認できます【図表4及び図表5】。

【図表4】継続基準の積立水準(平均値等)

決算期	純資産額-責任準備金 (平均値)	継続基準 抵触割合	財政再計算の 実施が必要な制度の割合
2023/3末	1.24	8%	0.8%
2022/3末	1.22	4%	0.4%
増減	+0.02	+4%	+0.4%

【図表5】継続基準の積立水準(分布)



(例) グラフ中の「1.0」は「積立水準1.0以上1.1未満」の割合を示しています。

なお、2023年3月末決算以降は、全ての制度に新財政運営基準が適用されます。新財政運営基準の下では、純資産額が従来の責任準備金(=数理債務-特別掛金収入現価-リスク対応掛金収入現価)を超えた一定額(財政悪化リスク相当額)の範囲で変動している部分は当年度の剰余(又は不足)と認識されません。^(※)

^(※) 決算時においては別途積立金として認識されませんが、財政再計算時に従来と同様に別途積立金として認識することが出来ます。

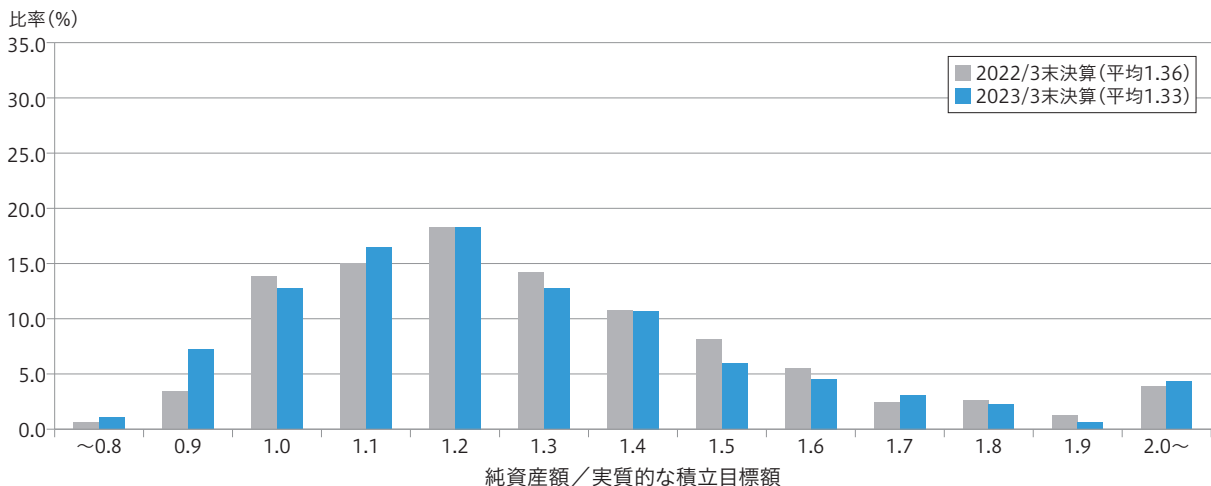
そのため責任準備金ではなく決算時点での「実質的な積立目標額(=従来の責任準備金)」と純資産額の比率を確認してみると、当年度の「純資産額÷実質的な積立目標額」の平均値は1.33と、前年度の1.36から低下していることが確認できます。前年度から0.03低下しているものの、これまでの剰余の累積もあり、引き続き健全な積立水準を維持しています【図表6及び図表7】。

【図表6】実質的な積立水準(平均値等)

決算期	純資産額÷実質的な積立目標額 (平均値)	純資産額が実質的な積立目標額を 下回っている割合 ^(注)
2023/3末	1.33	8%
2022/3末	1.36	4%
増減	△0.03	+4%

(注) 純資産額が実質的な積立目標額を下回っている状況は継続基準抵触と同じです。

【図表7】実質的な積立水準(分布)



(例) グラフ中の「1.0」は「積立水準1.0以上1.1未満」の割合を示しています。

(3) 非継続基準による積立水準の傾向

非継続基準による積立水準の検証は、純資産額と最低積立基準額を比較して次の判定を行います。

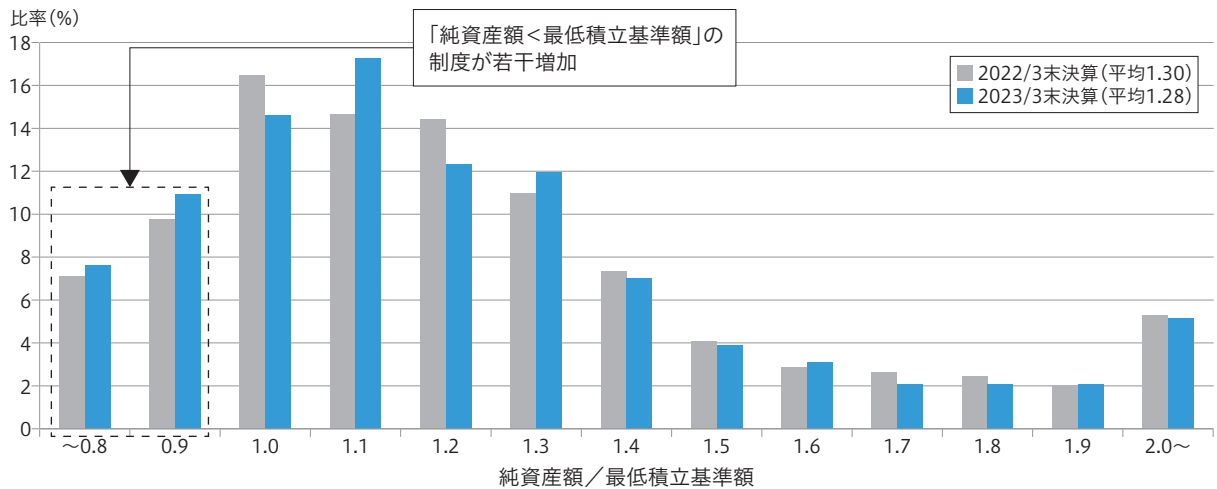
【非継続基準による積立水準の検証】
 純資産額 < 最低積立基準額
 ➡ 非継続基準に抵触(追加掛金の算定が必要)
 ただし、「純資産額 \geq 最低積立基準額 \times 0.90」かつ過去3事業年度のうち2事業年度以上で、「純資産額 \geq 最低積立基準額」を満たす場合は、非継続基準に抵触していないものとして取り扱う。

当年度の非継続基準の積立水準は1.28(平均値)となっており前年度の1.30(平均値)から低下しておりますが、これまでの剰余の累積もあり、引き続き健全な積立水準を維持しています。一方、「純資産額 < 最低積立基準額」となっている制度の割合は、当年度は19%と前年度の17%から2ポイント上昇しており、非継続基準に抵触している制度(前記に加えて過去3事業年度の積立要件に未達)の割合も同様に前年度から僅かに上昇していることがわかります【[図表8](#)及び[図表9](#)】。

【図表8】非継続基準の積立水準(平均値等)

決算期	純資産額÷最低積立基準額 (平均値)	純資産額が 最低積立基準額を 下回っている割合	非継続基準抵触割合
2023/3末	1.28	19%	16%
2022/3末	1.30	17%	14%
増減	△0.02	+2%	+2%

【図表9】非継続基準の積立水準(分布)

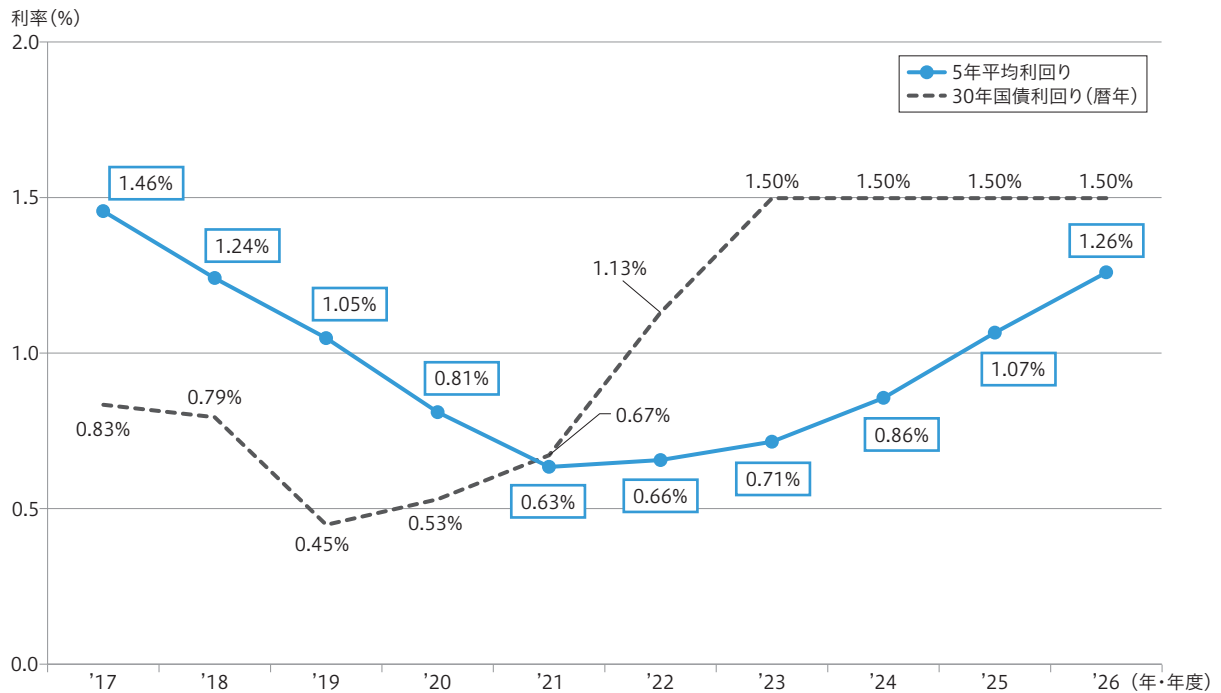


(例) グラフ中の「1.0」は「積立水準1.0以上1.1未満」の割合を示しています。

なお、非継続基準の積立水準の変動要因については、主に運用実績によるものと最低積立基準額の算定に用いる予定利率の変動によるものが挙げられますが、ここでは特に後者の予定利率について今後の傾向を確認します。

最低積立基準額は最低保全給付(基準日までの加入者期間に係る給付)を割り引くことによって算定しますが、その割引に用いる予定利率は、継続基準(責任準備金を算定する予定利率)とは異なり、30年国債応募者利回りの過去5年間の実績値に基づき毎年見直されます。これまでは過去の低金利環境による予定利率の低下が最低積立基準額の増加要因(非継続基準の積立水準の低下要因)となっていました。金利が2019年を底に上昇に転じたことにより、昨年度以降は予定利率が上昇に転じており、最低積立基準額の減少要因となります【図表10】。

【図表10】最低積立基準額の算定に用いる予定利率の傾向



(※) 2024年4月末決算以降の利回りは「2023年の30年国債応募者利回りの1年平均(1.498%)」が今後も継続すると仮定した執筆時点の予測値を表示

(※) 2022年4月～2023年3月を2022年度として表示

(4) 積立超過基準による積立水準の傾向

積立超過基準による積立水準の検証は、数理上資産額と積立上限額を比較して次の判定を行います。

【積立超過基準による積立水準の検証】

数理上資産額 > 積立上限額

➡ 積立超過基準に抵触(掛金引き下げ^(※1))が必要)

(※1) 通常の掛金額から積立超過額に相当する額を控除

なお、積立上限額は、次のいずれか大きい額に1.5を乗じた額としております。

- 積立上限額算定用の数理債務^(※2)
- 最低積立基準額

(※2) 以下の基礎率を使用

- 予定利率: 基準日における下限予定利率
- 死亡率: 基準日における基準死亡率に法令で定める率を乗じた率

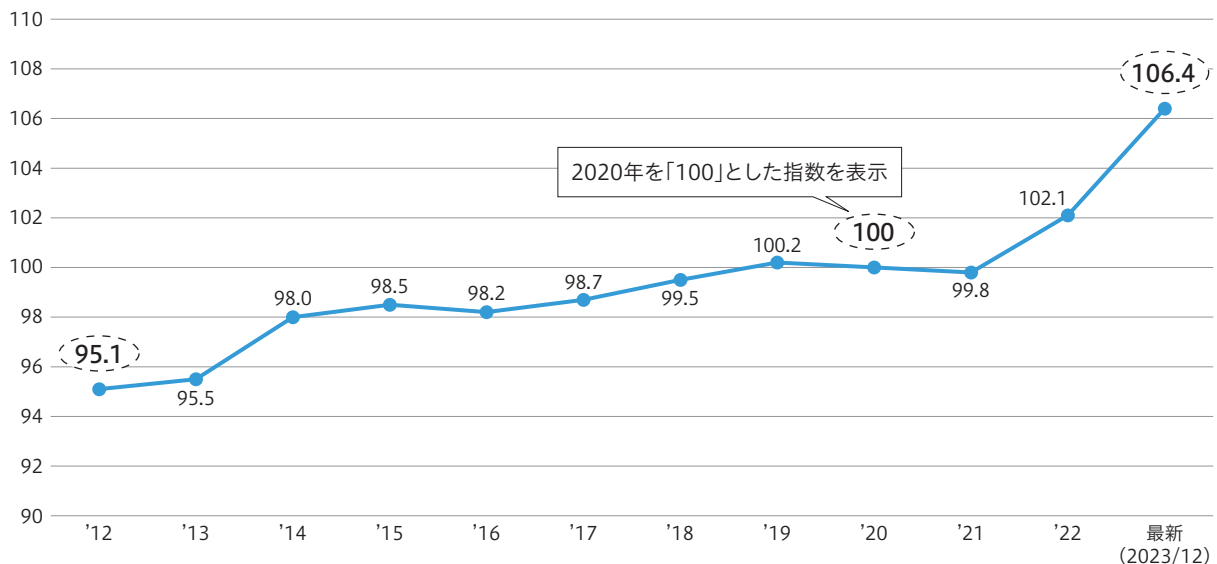
当該検証における数理債務は下限予定利率(2022年度決算は0.0%)などの保守的な基礎率を用いて算定するため、基準値となる積立上限額は数理債務や最低積立基準額に対して高水準(今回の算定対象では平均2.5倍程度)の額となります。

したがって、積立水準が良好である近時の状況においても積立超過基準に抵触した制度は非常に少なく、また、積立超過に抵触した制度を確認すると、殆どが掛金を元々拋出していない制度(閉鎖型制度)です。なお、実際に掛金の控除を行うこととなった先は、2制度と限定的でした。

2.現状の財政状況を踏まえた今後の考察

各種財政状況につき、概ね良好である旨を確認してきましたが、一方で、昨今の物価上昇(以下【図表11】参照)により、今後、年金給付水準の実質価値が減少する懸念があります。そこで、弊社総幹事先決算データを用いて、現在の剰余金の発生要因について分析し、剰余金を活用した年金給付水準の実質価値向上の取組みについて考察します。

【図表11】全国消費者物価指数(生鮮食品を除く総合)



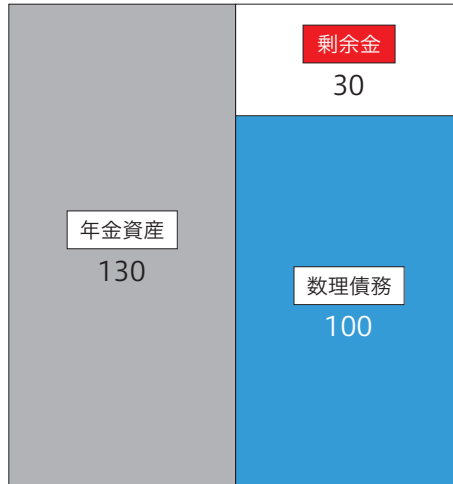
出所:総務省公表「消費者物価指数」

(1) 剰余金の内訳およびその活用方法

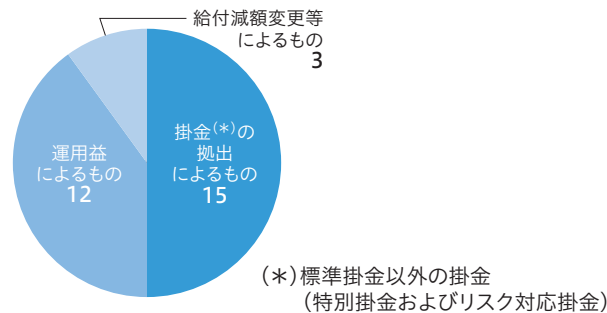
弊社総幹事先制度では、10年前は平均して剰余金ゼロの状態でしたが、現在までの10年間の累積では、【図表12】のとおり数理債務を100として30の剰余金(本稿では、年金資産と数理債務との差分を表します。以下、同様)となっております。

剰余金の内訳を「掛金の拋出によるもの」、「運用益(運用収益の実績と予定運用収益との差)によるもの」、「給付減額変更等によるもの」の3つに分けて考えた場合のそれぞれの割合を【図表13】にて表しています。

【図表12】財政状況のイメージ(数理債務を100とした場合の年金資産及び剰余金の割合)



【図表13】剰余金(図表12の「30」)の内訳



1つ目の「掛金の拠出によるもの」は15ありますが、掛金のうち、特別掛金は過去発生した運用悪化等に伴う不足額に対する手当てであり、リスク対応掛金は将来の運用悪化等に備えた手当てであることから、特別掛金やリスク対応掛金拠出に伴う剰余金については、加入者等の給付改善の原資に充てること以外に将来のリスクバッファーとして残すことも考えられます。

2つ目の「運用益によるもの」は12あります。運用益は運用悪化に備えて保持しておくものという考え方もありますが、予定運用収益を低く設定した結果生じたとも考えられ、予定運用収益(予定利率)を高く設定することで数理債務を減少させ、それにより発生する剰余分を給付改善の原資に充てることも可能だったとも考えられます。

3つ目の「給付減額変更等によるもの」は3ありますが、これも、加入者等の給付改善の原資に充てるということが考えられます。

次節以降では、給付改善の事例として年金給付利率を引き上げる変更を例にとり、積立比率等への影響について分析を行います。過去には、年金給付利率引下げを行う先もありましたが、引下げ前の給付水準に戻していく例にもなります。年金給付利率の引上げは、近年の物価上昇に伴う年金給付水準の実質価値減少への対応策の1つとなります。

(2) 年金給付利率等の引上げに関する分析

本節では、弊社総幹事先決算データ(2022年度)の人員データ等を合計して作成した、仮想的な確定給付企業年金制度について、年金給付利率等を変更したときの今後の数理債務の積立比率(=年金資産÷数理債務)を見ていきます。今後この制度の人員は変動していきますが、成熟化に伴い、数理債務は減少し、年金資産も減少していきます。

仮想的な制度での予定利率等の計算前提は以下【図表14】のとおりとしております。

【図表14】仮想的な制度での予定利率や年金給付利率等の計算前提

	内容	前提の利率
予定利率	数理債務算定に使用する利率	2.5%
年金給付利率	一時金を年金に換算する際に付加する率	2.5%
運用利回り	年金資産の運用利回り	2.5%
一時金選択率	年金給付と一時金給付のうち一時金給付を選択する割合	70%
年金支給期間	20年保証終身(終身部分の年金額は保証部分の年金額の15%)	-

仮想的な現行制度に相当するパターンⅠをもとに、以下【図表15】のパターンⅡ～Ⅴのように、予定利率、年金給付利率、運用利回りをそれぞれ引き上げて今後の将来推計を行いました。

【図表15】シミュレーションの計算前提(運用利回りは長期期待収益率を想定)

パターン	予定利率	年金給付利率(注1)	運用利回り	標準掛金(注2)
Ⅰ	2.5%	2.5%	2.5%	100
Ⅱ	2.5%	2.5%	3.0%	100
Ⅲ	2.5%	3.0%	2.5%	103
Ⅳ	2.5%	3.0%	3.0%	103
Ⅴ	3.0%	3.0%	3.0%	92

(注1)シミュレーション上、年金給付利率の引上げは加入者(待期者を含む)のみ行っております。

なお、パターンⅠの現在における数理債務のうち、加入者(待期者を含む)に係る分は64%となっております。

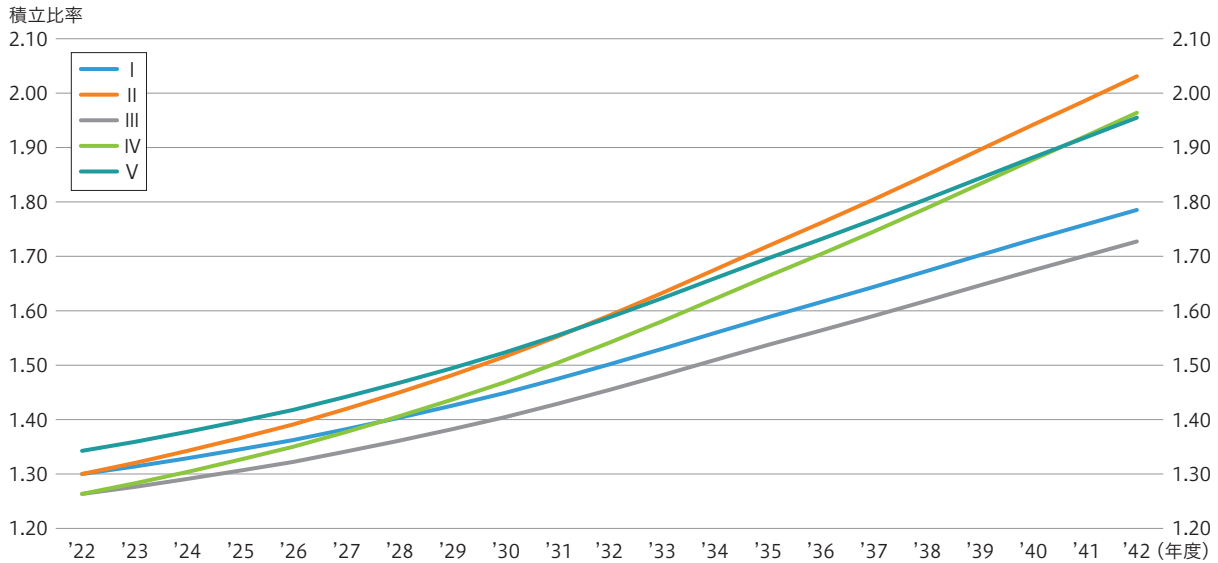
(注2)パターンⅠの標準掛金を100とした数値を記載しております。

パターンⅠ～Ⅴの積立比率の推移は【図表16】及び【図表17】のとおりです。

【図表16】現在、10年後、20年後における積立比率

パターン	現在	10年後	20年後
Ⅰ	1.30	1.50	1.79
Ⅱ	1.30	1.59	2.03
Ⅲ	1.26	1.45	1.73
Ⅳ	1.26	1.54	1.96
Ⅴ	1.34	1.59	1.95

【図表17】今後20年間の積立比率の推移



まず、仮想的な現行制度に相当するパターンIでは十分な積立比率が維持されることが確認できます(※)。

※剰余を含む年金資産の全体に対して予定利率と同じ運用利回りを仮定した場合、剰余金に対する運用益は積立比率の上昇要因となります。また、この制度の前提では、年金資産および数理債務は減少していきますが、積立比率への剰余金の割合が大きくなることにより積立比率(=年金資産÷数理債務)は上昇します。なお、終身年金を一部含む制度前提に対して一時金給付を選択する部分も積立比率の上昇要因となります。

次に、年金給付利率の引上げを行うパターンIIIについても、現在の積立比率は1.26と低下するものの10年後には1.45となり、将来の運用悪化等に備えるのに十分な積立比率を維持できることから、年金給付利率引上げの財政状況への影響は大きくないことがわかります。

ただ、標準掛金はパターンIの100に対してパターンIIIでは103となり、3%程度上昇します。パターンVでは予定利率を引き上げることで標準掛金は92に抑制され、長期期待収益率(運用利回り)も併せて見直すことで、中長期的にパターンIと比較しても高い積立比率を維持されることが期待されます。

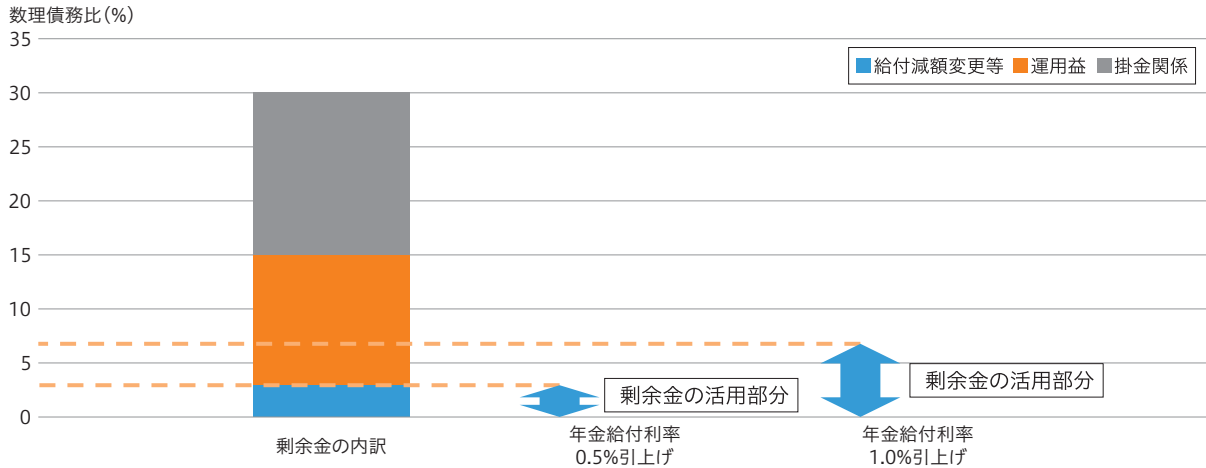
年金給付利率を0.5%引き上げることによる剰余金の取崩し割合ですが、数理債務比で剰余金を3%程度取崩すことにつながります。

(1)における剰余金の発生要因の内訳およびその活用方法の紹介の中で、数理債務に対して15%程度を加入者等の給付改善の原資に充てるという考え方をお伝えしましたが、この範囲に収まっている水準となります。

さて、これまで年金給付利率を0.5%引き上げた場合の影響を見てきましたが、年金給付利率を1.0%引き上げた場合の影響も同様に見ていきます。

【図表18】は、剰余金の内訳と年金給付利率引上げ(0.5%および1.0%)との関係性を表しています。年金給付利率を1.0%引き上げることによる剰余金の取崩し割合は、数理債務比で6%程度ですが、「給付減額変更等」および「運用益」による剰余金分の範囲に収まり、「掛金の抛出」による剰余金の取崩しは不要となります。

【図表18】剰余金の内訳と年金給付利率引上げ(0.5%および1.0%)との関係性



どの程度剰余金を残しておくかに関しては、関係者にて十分な議論が必要と考えられますが、【図表19】【図表20】【図表21】のとおり、年金給付利率を0.5%引き上げた場合と同様に、年金給付利率の引上げを行うパターンⅢについても、現在の積立比率は1.23と低下するものの10年後には1.41となり、将来の運用悪化等に備えるのに十分な積立比率を維持できることから、年金給付利率引上げの財政状況への影響は大きくないことがわかります。

なお、この制度において、年金給付利率を1.0%引き上げることによる剰余金の取崩し割合は、数理債務比で6%程度と記載しました。しかし、一般には、制度設計もしくは受給者の引上げを行うかどうか等によって剰余金の取崩し割合は異なります。制度設計にもよりますが、受給者の引上げも行う場合には剰余金の取崩し割合は最大9%程度であり、「給付減額変更等」および「運用益」による剰余金分の範囲に収まります。

以上から、仮想的な制度に基づく検証ではありますが、年金給付利率引上げを行っても年金財政への影響は大きくないと考えられますので、給付改善策の参考と考えていただければと思います。

【図表19】シミュレーションの計算前提(年金給付利率3.5%の場合。運用利回りは長期期待収益率を想定)

パターン	予定利率	年金給付利率 ^(注1)	運用利回り	標準掛金 ^(注2)
I	2.5%	2.5%	2.5%	100
II	2.5%	2.5%	3.5%	100
III	2.5%	3.5%	2.5%	107
IV	2.5%	3.5%	3.5%	107
V	3.5%	3.5%	3.5%	85

(注1)シミュレーション上、年金給付利率の引上げは加入者(待期者を含む)のみ行っております。

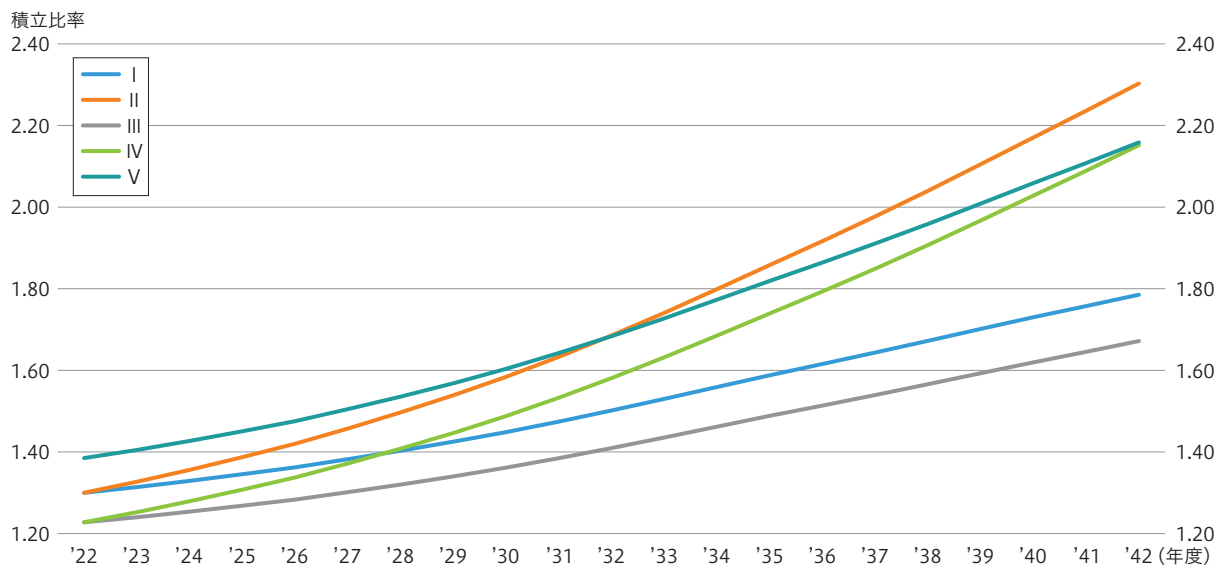
なお、パターンIの現在における数理債務のうち、加入者(待期者を含む)に係る分は64%となっております。

(注2)パターンIの標準掛金を100とした数値を記載しております。

【図表20】現在、10年後、20年後における積立比率(年金給付利率3.5%の場合)

パターン	現在	10年後	20年後
I	1.30	1.50	1.79
II	1.30	1.69	2.30
III	1.23	1.41	1.67
IV	1.23	1.58	2.15
V	1.39	1.68	2.16

【図表21】今後20年間の積立比率の推移(年金給付利率3.5%の場合)



本稿では弊社総幹事先における剰余金の内訳を示し、その剰余金の活用方法の一つとして、近年の物価上昇に伴う年金給付水準の実質価値減少への有効な対応策でもある年金給付利率の引上げを行った場合の各種推計を行いました。結果からは、年金給付利率の引上げを行っても年金財政への影響は大きくないと考えられ、給付改善策の一つとして考えられる旨をお伝えしました。

本稿の分析は弊社総幹事先を元に仮想的な制度を考えて考察したものであり、実際には、制度毎の人員状況、制度内容、積立状況等により傾向は異なるものと考えますが、剰余金の活用方法や、退職給付制度の見直し等をご検討する際に参考にさせていただけると幸いです。